

第 7 2 号議案

ふじみ野市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

ふじみ野市認可地縁団体印鑑条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 8 6 号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。